

新規テーマの提案＜会計基準レベル＞

◆ 提案者：利用者（基準諮問会議委員）

（テーマ）

連結範囲の見直しについて（投資先の公正価値評価の引継ぎ）

（提案理由）

IFRS10号においては、投資企業は、投資先を連結せずに公正価値で測定することが求められるが、非投資企業親会社（例えば保険会社）が投資企業子会社の公正価値会計（支配している投資先の公正価値評価）を引き継ぐことは認められていない。

しかし、投資企業において公正価値会計が最も有用な情報である場合、非投資企業親会社の財務諸表においても、投資企業子会社の公正価値会計を維持することでより有用な財務情報を提供し、透明性を高めることができる。この考え方は、米国 FASB の考え方とも整合的である。仮に、非投資企業親会社が投資企業子会社を通じて支配している投資先を全て連結することを要求した場合、非投資企業親会社の投資企業子会社は、公正価値会計の財務諸表と、連結・公正価値会計が混在する財務諸表の２つを作成しなければならなくなるケースが多数発生し、作成者の事務負担は非常に大きくなる。

なお、「非投資企業親会社が、投資先に株式等を発行した場合、連結しなければグループ自己資本が過大計上される」という IASB の懸念は、追加的な開示を求めることで対処することが可能であると考えます。

本論点に関しては、IFRS10号公開草案の段階でも、ASBJ やその他多くの関係者が、「非投資企業親会社が投資企業子会社の投資先の公正価値評価を引き継ぐべき」といった主旨のコメントを出されたと認識している。

（具体的内容）

今後、日本基準における投資企業の連結に関して、仮に IFRS10号にそった議論が行われる場合であっても、IFRS10号の現行の取扱いに加え、非投資企業親会社が投資企業子会社の公正価値会計（支配している投資先の公正価値評価）を引き継ぐことも認めていただきたい。

◆ 提案者：作成者（基準諮問会議委員）

（テーマ）
連結財務諸表に関する会計基準（子会社及び関連会社の範囲の決定）
（提案理由） グローバル展開を進める企業において、例えば IFRS 適用海外企業との JV が子会社に該当するか否かに関して、日本基準における判定基準と IFRS における判定基準が異なることは望ましく無く、特段の支障が無い限りは同一の判定基準であるべきと考えられるため。
（具体的内容） 日本基準においても子会社は実質支配力の観点から判定されることとされており、概念的には IFRS と同等と思われる一方、現実の検討・協議においては、議決権比率の重要性等に関し、日本基準と IFRS との差異を感じる局面も多い。ついては、日本基準と IFRS の差異の有無を検証の上、差異が存在するのであれば、その解消に向け現行日本基準を見直す対応をご検討頂きたい。

（対応）

基準諮問会議委員から頂いた 2 件の提案は、連結範囲の会計基準に関する事項である。連結範囲の会計基準に関する検討は ASBJ の連結・特別目的会社専門委員会にて行われている。同専門委員会では、平成 23 年 3 月に特別目的会社に関する特則について資産の譲渡者のみとする短期的な対応を行った後、同年 5 月の IASB による IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、第 11 号「共同支配の取決め」、第 12 号「他の企業への関与の開示」の公表を受け、仮に我が国において IFRS 第 10 号の考え方を取り入れた場合に生じ得る論点について、具体的な設例を交えて個別に検討を行ってきている（現在は、ASBJ の親委員会の議論では特別目的会社に関する問題意識に関する意見が多かったことを受け、特別目的会社の連結範囲を中心に検討を進めており、今年 3 月を目途にこれまでの ASBJ での検討状況を中間的に取りまとめることとしている。）

提案 1 については、投資企業の連結に関する論点であり、支配の原則に対する例外を設けることであると考えられる。提案 2 については、IFRS 第 10 号とのコンバージェンスに関するご意見と考えられる。これらのご意見については、ASBJ における審議の参考にして頂くため、ASBJ に報告することとする。

◆ 提案者：監査人（基準諮問会議委員）

（テーマ）
継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発について
<p>（提案理由）</p> <p>監査基準第四 六 ４では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。」としている。日本では、継続企業を前提としない会計基準は存在しないため、継続企業の前提が成立していない場合に作成する財務諸表は、結果的に継続企業を前提としている会計基準によって作成する以外に方法がなく、監査意見は不適正意見の表明にならざるを得ない。</p> <p>日本公認会計士協会は、このような状況を改善すべく会計制度委員会研究報告第 11 号「継続企業の前提が成立していない会社等における資産及び負債の評価について」を作成し、公表しているが、本研究報告は規範性がなく、日本の会計基準として認められていない。</p> <p>現行制度上のこのような状況は速やかに改善する必要があると考えことから、継続企業を前提としない会計基準を作成し、会計制度及び監査制度が適切に運用できる環境整備が必要と考える。</p>
<p>（具体的内容）</p> <p>継続企業の前提が成立していない企業が作成する財務諸表に関して、考え方を明らかにし、会計基準を整備することが必要である。</p>

（対応）

継続企業の前提が成立していない企業が作成する財務諸表に関する会計基準の開発の提案であるが、これまで企業会計基準委員会が取り扱ってきていない領域のものである。国際的な取扱いを含め、事務局で対応を整理したうえで、次回の諮問会議で、新規のテーマとすることの要否を検討する。

以 上